

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構における標準職務遂行能力及び職制上の段階の標準的な官職に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第59条第2項の規定により読み替えて適用する国家公務員法(昭和22年法律第120号)第34条第1項第五号の規定に基づく標準職務遂行能力及び同条第2項の規定に基づく職制上の段階の標準的な官職を定めることを目的とする。

(標準職務遂行能力等)

第2条 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の標準職務遂行能力は、次の表の左欄に定める職制上の段階の区分及び同表の中欄に定める標準的な官職の区分に応じ同表の右欄に定めるものとする。

職制上の段階		標準的な官職	標準職務遂行能力	
本部	部長に属する職制上の段階	部長	一 倫理	国民全体の奉仕者として、高い倫理観を有し、担当分野の重要課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
			二 構想	機構を取り巻く状況を的確に把握し、先々を見通しつつ、国民の視点に立って、担当分野の重要課題について基本的な方針を示すことができる。
			三 判断	担当分野の責任者として、その重要課題について、豊富な知識・経験及び情報に基づき、冷静かつ迅速な判断を行うことができる。

		<p>四 説明・調整</p> <p>部の業務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、困難な調整を行い、合意を形成することができる。</p>
		<p>五 業務運営</p> <p>国民の視点に立ち、不断の業務見直しに率先して取り組むことができる。</p>
		<p>六 組織統率</p> <p>指導力を発揮し、部下の統率を行い、成果を挙げることができる。</p>
役に属する職制上の段階	役	<p>一 倫理</p> <p>国民全体の奉仕者として、高い倫理観を有し、担当分野の重要課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。</p>
		<p>二 構想</p> <p>機構を取り巻く状況を的確に把握し、先々を見通しつつ、国民の視点に立って、担当分野の重要課題について基本的な方針を示すことができる。</p>
		<p>三 判断</p> <p>役の責任者として、その重要課題について、豊富な知識・経験及び情報に基づき、冷静かつ迅速な判断を行うことができる。</p>
		<p>四 説明・調整</p> <p>役の業務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、困難な調整を行い、合意を形成することができる。</p>
		<p>五 業務運営</p> <p>国民の視点に立ち、不断の業務見直しに率先して取り組むことができる。</p>

		六 組織 統率	指導力を発揮し、部下の統率を行い、成果を挙げることができる。
課長に属する職制 上の段階	課長	一 倫理	国民全体の奉仕者として、高い倫理観を有し、課の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
		二 構想	機構を取り巻く状況を的確に把握し、国民の視点に立って、行政課題に対応するための方針を示すことができる。
		三 判断	課の責任者として、適切な判断を行うことができる。
		四 説明 ・調整	課の業務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。
		五 業務 運営	コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。
		六 組織 統率・ 人材育 成	適切に業務を配分した上、進捗管理及び的確な指示を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。
室長に属する職制 上の段階	室長	一 倫理	国民全体の奉仕者として、高い倫理観を有し、課の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
		二 企画	組織方針に基づき、行政ニーズ

		・立案	を踏まえ、課題を的確に把握し、施策の企画・立案を行うことができる。
		三 判断	担当業務の責任者として、適切な判断を行うことができる。
		四 説明 ・調整	担当する事案について適切な説明を行うとともに、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。
		五 業務 運営	コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。
		六 組織 統率・ 人材育 成	適切に業務を配分した上、進捗管理及び的確な指示を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。
課長代理に属する 職制上の段階	課長代理 室長代理 役代理 専門職	一 倫理	国民全体の奉仕者として、担当業務の第一線において責任を持って課題に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
		二 企画 ・立案、 事務事 業の実 施	組織や上司の方針に基づいて、施策の企画・立案や事務事業の実施の実務の中核を担うことができる。
		三 判断	自ら処理すべき事案について、適切な判断を行うことができる。
		四 説明 ・調整	担当する事案について論理的な説明を行うとともに、関係者と粘り強く調整を行うことができ

			る。
		五 業務 遂行	段取りや手順を変え、効率的に業務を進めることができる。
		六 部下 の育成 ・活用	部下の指導、育成及び活用を行うことができる。
係長に属する職制 上の段階	係長	一 倫理	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組みとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
		二 課題 対応	担当業務に必要な専門的知識・技術を習得し、問題点を的確に把握し、課題に対応することができる。
		三 協調 性	上司・部下等と協力的な関係を構築することができる。
		四 説明	担当する事案について分かりやすい説明を行うことができる。
		五 業務 遂行	計画的に業務を進め、担当業務全体のチェックを行い、確実に業務を遂行することができる。
係員に属する職制 上の段階	主任 係員	一 倫理	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
		二 知識 ・技術	業務に必要な知識・技術を習得することができる。
		三 コミ ュニケ	上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとること

			一 ショ ン	ができる。
			四 業務 遂行	意欲的に業務に取り組むことができる。
支部	支部長に属する職 制上の段階	支部長	一 倫理	国民全体の奉仕者として、高い倫理観を有し、支部の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
			二 構想	本部の方針に基づき、管轄区域内の情勢を踏まえ、業務運営の基本的な方針を示すことができる。
			三 判断	支部の責任者として、適切な判断を行うことができる。
			四 説明 ・調整	支部の業務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、対外的に支部を代表し、調整を行い、合意を形成することができる。
			五 業務 運営	不断の業務見直しに率先して取り組むことができる。
			六 組織 統率	組織統率を行い、成果を挙げることができる。
支部	副支部長に属する 職制上の段階	副支部長	一 倫理	国民全体の奉仕者として、支部の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
			二 構想	組織方針に基づき、管轄区域の

			情勢を踏まえた実施施策の大枠を示すことができる。
		三 判断	支部長を助ける者として、適切な判断を行うことができる。
		四 説明 ・調整	支部の業務について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向け、支部長を助け、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。
		五 業務 運営	コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。
		六 組織 統率	組織の業務運営に関し、支部長を助け、的確な指示を行い、成果を挙げることができる。
課長に属する職制上の段階	課長 分室長	一 倫理	国民全体の奉仕者として、所管する業務の課題に責任を持って取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
		二 実施 施策の 立案	組織方針に基づき、組織に対するニーズを踏まえた実施施策を立案することができる。
		三 判断	所管する事案について、適切な判断を行うことができる。
		四 説明 ・調整	所管する事案について、適切な説明を行うとともに、関係者と調整を行い、合意を形成することができる。
		五 業務 運営	コスト意識を持って効率的に業務を進めることができる。

		六 組織 統率・ 人材育 成	適切に業務を配分した上、進捗管理を行い、成果を挙げるとともに、部下の指導・育成を行うことができる。
課長代理に属する 職制上の段階	課長代理 専門職	一 倫理	国民全体の奉仕者として、担当業務の第一線において責任を持って課題に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
		二 方策 ・計画 の立案 、事務 事業の 実施	組織や上司の方針に基づいて、具体的な方策・計画を立案し、又は事務事業を実施することができる。
		三 判断	自ら処理すべき事案について、適切な判断を行うことができる。
		四 説明 ・調整	担当する事案について論理的な説明を行うとともに、関係者と調整を行うことができる。
		五 業務 遂行	段取りや手順を整え、効率的に業務を進めることができる。
		六 部下 の育成 ・活用	部下の指導、育成及び活用ができる。
係長に属する職制 上の段階	係長	一 倫理	国民全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。



			二 課題 対応	担当業務に必要な専門的知識・ 技術を習得し、課題に対応する ことができる。
			三 協調 性	上司・部下等と協力的な関係を 構築することができる。
			四 説明	担当する事案について分かりや すい説明を行うことができる。
			五 業務 遂行	計画的に業務を進め、担当業務 全体のチェックを行い、確実に 業務を遂行することができる。
係員に属する職制 上の段階	主任 係員	一 倫理	国民全体の奉仕者として、責任 を持って業務に取り組むととも に、服務規律を遵守し、公正に 職務を遂行することができる。	
		二 知識 ・技術	業務に必要な知識・技術を習得 することができる。	
		三 コミ ュニケ ーショ ン	上司・同僚等と円滑かつ適切な コミュニケーションをとること ができる。	
		四 業務 遂行	意欲的に業務に取り組むことが できる。	

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。